第6回 鎌倉市児童福祉審議会会議録

日時 平成16年9月18日(土)15時00分~17時00分

場所 鎌倉市役所第3分庁舎講堂

出席委員 松原康雄委員長 冨田英雄副委員長 石井孝子委員 加藤邦子委員

加藤芳明委員 新保幸男委員

青少年課長 それでは、皆様おそろいでございますので、始めさせていただきます。

会議に先立ちまして、本日の委員の出席状況でございますけれども、四方委員が欠席されるとのご連絡がございまして、委員6名のご出席をいただいております。条例第7条第2項の規定により、会議は成立しております。

なお、本日から児童虐待がテーマとなってまいりますので、幹事席に教育センターの齋藤所長、並びに同センター望月所長代理が新たに加わっております。

教育センター所長 齋藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教養センター所長代理 望月でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

青少年課長それでは委員長、よろしくお願いいたします。

松原委員長 それでは、開会の前に傍聴の方に入場していただくことにしますので、よろしくお願いいたします。

(傍聴者入室)

松原委員長 それでは、第6回になります鎌倉市児童福祉審議会を始めさせていただき たいと思います。

本日もお忙しい中、また土曜日に各委員の方にお集まりいただきまして、ありがとうございます。きょうは放課後児童対策の中間報告について、ご議論をいただきます。この問題は全国的にも今注目を集めている問題ですし、鎌倉として、どういう会をコンポートしていっていただきたいかということを児童福祉審議会として、報告という形でまとめる作業をこの間、続けてまいりました。その間、見学もさせていただきましたし、それから関係者の方々からのヒアリングもさせていただきました。そういった中で、議論を続けてまいりまして、一応、中間報告のという形になりましたので、きょうはこのことと、それから後半は、児童虐待対策について、ご議論をお願いしたいと思っております。ぜひよろしくお願いいたします。

恒例ですが、前回の議事録については、既に郵送でお手元に届いているかと思います。 まず、この場で何かご訂正等がおありになられますか。

(なし)

松原委員長 よろしいですか。あとは終わるまでに、何かお気づきな点があれば、お知らせいただきたいと思います。

それでは、審議に入ります前に議事次第には報告事項で、次世代育成支援行動計画策定

状況についてというのが挙がっておりますので、この報告の方からお願いいたします。

こども局推進担当課長 次世代育成支援の行動計画の策定状況について、ご報告をさせていただきます。行動計画につきましては、鎌倉市次世代育成支援対策協議会でご議論をいただいたところでございます。第2回の会議を9月10日に開催いたしまして、骨子案についてご議論いただいたところでございます。いただきましたご意見をもとに、現在骨子案を固める作業を進めております。まとまりました骨子案につきましては、10月1日号の「広報かまくら」、それからホームページ上に公開しまして、広く市民の皆様からご意見を10月20日までにいただくという予定で進めております。

こちらの児童福祉審議会の委員の皆様にも、市民への公開とあわせて、骨子案をお送り しますので、よろしければ、せびご意見をいただきたいと思っております。どうぞよろし くお願いいたします。

松原委員長 ありがとうございました。この委員会からも、この策定委員会に入っていただいている、私も含めてですけれども、委員がいらっしゃいますが、前回の熱心なご議論をいただきまして、時間が足りないぐらいの中で議論をさせていただきました。また状況が進み次第、事務局の方から報告をお願いしたいと思います。

それでは、議事の方に入りまして、放課後児童対策の中間報告についてということで、既にこれはもうお手元に中間報告という案で、放課後児童対策についてというのを各委員にお配りをしてあると思います。作成には、前回議事録にもありますように、私と冨田副委員長、新保委員にかかわっていただきました。ここでの議論を始める前にざっとですけれども全体のおさらいをしておきたいと思いますので、概要について事務局の方からご報告をいただきたいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

青少年課長 それでは、報告に先立ちまして、まず本日の資料の確認をお願いいたします。放課後児童対策について(案)と題しました、こういう冊子、中間報告となっています。それに不随する資料編というものがございます。それと児童虐待をめぐる現状と題しました冊子がお手元にあろうかと思います。これには、資料6 - 1 から6 - 6 まで、説明資料が一緒についております。6 - 1 の資料が冊子の2ページ目に当たります。6 - 2 の資料が3ページ、4ページでございます。6 - 3 の資料が5ページから9ページまででございます。資料6 - 4 が10、11ページ、資料6 - 5 が12ページから15ページ、資料6 - 6 が16ページから21ページまでとなっております。ご確認ください。

それとあわせて、A4横長、別にとじさせていないかもしれませんけれども、資料6-7、A4横長の資料、こども局の組織を生かした児童虐待への対応について(案)というものがついてお手元にあろうかと思います。ご確認をお願いいたします。

それでは、放課後児童対策の中間報告、それについてのあらましの方を事務局の方から 簡単にご説明をさせていただきます。

1ページ目を開いていただくと、平成15年11月27日から始まって、正式には第6回、きょうまでとなるわけでございますが、その間に現地視察もいたしました。参考人の方々か

らの意見も聞きました。そしてもちろん委員の方々で活発なご議論をいただいた、その経 過が1ページに記載されております。

飛びまして3ページから、いわゆる本題に入ってくるわけですが、冒頭に掲げましたが、 開設時間の延長ということでございます。内容につきましては、委員の方々から平日の場合には、午後7時まで開設時間を延長すべきでしょうというようなことが中間部分あたりに述べられております。なお、あわせて長期休みに対応する早朝開設、これについてもあわせて検討すべきではないかというご指摘をいただいているところでございます。

次に4ページ目、障害児対策、これは一言で申せば、まだまだ子どもの家のスタッフだけで対応が十分とはいえないと。したがいまして、本市が抱えている、あるいは関係機関が抱えている人材を十分に活用をし、横の連携をとる中で、今後も積極的に取り組むべしというようなご指摘であろうと思います。

5ページ目以降が、職員体制の充実について触れられております。その中で職員制度のこと、続いて6ページ目が職員の配置のこと、そして職員の資質の向上等について、これまでのご議論を踏まえて、ここにまとめて記載がされているのではないかと思います。

最後に8ページには、保護者負担のあり方ということで、いわゆる受益者負担というものについての考え方がここに述べられております。

最後に子どもの家の民営化については、本審議会の議論では、民営化にすることについて強い賛同が得られなかったのではないかということが記載されております。

簡単ではございますけれども、これが一応、中間報告の骨子というふうになっていると 思います。

以上でございます。

松原委員長 ありがとうございました。それでは、各委員からのご意見を伺いたいと思いますが、まず全体的なところと、この案づくりにかかわっていただいた冨田委員、新保委員から、ちょっとコメントをいただいて、それから石井委員、加藤委員、加藤委員の方から具体的なご意見を伺おうかと思いますので、冨田委員、新保委員の方から特に着目をされた点とか等があれば、お話をしていただきたいと思います。あるいはさらに補足をしていただいても結構だと思いますので。

では、新保委員の方からお願いします。

新保委員 ありがとうございます。私の方からは、開設時間の延長ということについて、これは何度か触れさせていただきましたけれども、そのことについて少なくとも7時までということで明記していただくということを掲げました。

それから、もう一つは受益者負担など等ですけれども、これは基本的には子供関係のサービスを充実していくためには、一定の受益者負担ということについて考えざるを得ないであろうということを前提にした上で、だけれども費用負担が難しい方がおられるので、その部分については、減免についての規定を入れてほしいということをあえて指摘させていただきました。そのとおり文章の中に入っているかと思います。

以上です。

冨田委員 子どもの家・子ども会館、利用者の家庭環境等が大変多様化をしていると。 それについて、どこまで対応ができるのか。対応するための職員をどういう形でそこに張りつけるのか。今の嘱託、非常勤で、しかも制限を切って雇用するというのは、いろいろな人も、そうでない人もおしなべて近くなったら切れてしまうということになると、継続的な相談を受けるようになったときに、せっかくの連携が切れてしまうのではないか。カンファレンス等が今後、あるいは行われるとするならば、有能な人が継続可能な雇用関係をするべきではないか。

それから専門職である教員のOB等を活用して、相談事業に当たらせる、子どもの指導を担当する人と相談事業、管理業務を担当する人と仕分けをした方が、それぞれ作業がしやすいのではないかなというのは、今後活性化させるための手だてだろう、そんなふうに思っています。

松原委員長 ありがとうございました。私も一言だけコメントさせていただいて、各委員からのご意見を伺いたいと思います。

両委員のおっしゃったことも、私も考えておりましたし、職員体制の充実のところで、今、冨田委員がおっしゃった部分、ある程度引き込めたかなと思っております。今回はある意味で、システム的なところの議論が中心でしたので、それに沿って、この中間報告をまとめることになりました。

今後の課題としては、やはり枠組みをつくった中でどういうような子どもの学童保育というのが展開されるのかということが大切だと思うのですね。ただ子どもがいればいいということではないわけですから、ただ、そこまでなかなか議論全体として、ここの委員会ではたどり着くことができませんでしたし、やはり車の両輪だと思うのですけれども、枠組みがしっかりしていなければ、そういう保育の中身も議論することができませんので、今回は、そういう枠組みでのことをきちっとつくっていったということで、中間報告をまとめるというような方向性でつくったというふうに、私は理解をしております。

それでは、本来、四方委員にも事務局からメールを通じて、ご意見をというふうにお願いをしていたのですが、ちょっときょうの段階で具体的なご意見はいただいていないようですので、もしあればメールでご許可をいただいて、机上配付をしようかと思ったのですが、届いておりませんので、これを三方のご意見をいただきながら、また全体的な議論をしたい、これきょうは、あくまでも案ですので、訂正すべきところは訂正をしていきたいと思っておりますので、各委員からのご意見をいただきたいと思います。全般的なことでも結構ですし、ここの部分のここということでいただいても結構だと思うのですが。どうしましょうか。順番に当たっていった方がいいですか。

では、加藤委員から。

加藤(芳)委員 それでは、1点なんですけれども、4ページの障害児対策のところで ございます。これについてもかなりの時間を割いてご議論いただいたと思いますけれども、 この文面の2行目、障害児等は何人ですよと書かれていますけれども、その後が「等」が 抜けているのですね。ここで議論された内容からいうと、ADHDのこともかなり話題に なっていたということで、その人たちも広い概念でいえば発達障害という言い方を今され ていますけれども、いわゆる施策対象であるか、ないかということを問わずに受け入れる というのが、ここの主な論調であったのかなと思いますので、そういうことからすると、 この障害児等の内容について、ある程度範疇を明記して、以下等で続けるべきかなと思い ました。細かい点ですけれども。

松原委員長 ありがとうございました。幅広くという点でも大切なことですので、単に 文言だけのことではないと思いますが、これは資料編の方で、どういう子どもが入ってい るってありましたっけ。

青少年課長 資料編の方には、障害児の受け入れ状況というものがついておりません。 松原委員長 今お手元の現在の16名の状況というのは、何かデータをお持ちですか。 青少年課長 資料としてお出しはしてございませんが、手持ち資料としては、どういう 症状の子どもが何年生で、どこの施設にいるということは把握しております。

松原委員長 余り細かく詰めていくことはあれだと思うのですが、今、加藤委員がおっしゃったのは、特定の子どもたちを排除しないという意味合いでご発言をいただいたと思いますので、むしろ等というところで、幅広くとらえるべきだというご意見だと思うのですが、まずその考え方については、皆さんいかがですか。ほぼ、そのとおりでよろしいですよね。

そうしましたら、現在、受け入れていらっしゃるお子さんの障害の種別だけ、それだけ ちょっと限定することになるかな。何か加藤委員、いい案ないでしょうかね。

加藤(芳)委員 もし表現するとすれば、障害児というと通常カテゴライズされている人たちですので、障害を持つ可能性のある児童も含むというような表現でございますけれども、発達症状にあるので、疑いのあるという言い方は余りしない方がいいのかなと思います。一番最後の今後の対策のことも含めて、そのことが影響するとすると、やはり可能性のあるお子さんということでいいんじゃないですか。

松原委員長 可能性があるというのもね。それこそ、またちょっといろいろあるのかな。 加藤(芳)委員 可能性がもし適切でないということであれば、いわゆる発達障害児も 含むでもよろしいかと。ここでの議論を踏まえなければ。

松原委員長 そうですね。平成16年度当初において障害児等で括弧して、いわゆる発達障害児を含むというふうにして、あとは全部「等」をつけるということでやりましょうかね。

新保委員どうぞ。

新保委員 同じ趣旨なのですけれども、障害児等と全部書くというやり方もあるのですが、障害児の後ろに括弧書きで、今おっしゃったことを書いて、以下同じにして、そちらは全部障害児でいいのかなと思ったのですが。

松原委員長 そうです。煩瑣にならないためにそのように。では、そうさせていただき ます。

ありがとうございました。ほかに加藤委員、何かご指摘ありますか。

加藤(芳)委員 とりあえずいいです。

松原委員長 とりあえず。では、加藤委員にお願いします。何かご意見をいただければ。 加藤委員 よくまとめていただきまして、ありがとうございました。私の方からは、先 ほどの障害児等の方について、やはリスタッフの方の巡回・巡視相談のようなシステムを 入れるということで、それを取り入れていただきましたし、それが障害児と職員に対する 支援ということで明記されていて、それからまた職員制度についても少し述べさせていた だきましたけれども、それも十分カバーしていただきまして、安全確保についても文書化 していただきまして、よくまとめていただいていたと思います。

私が言った意見ではございませんが、一つ補足という形で待機児童について、どなたかから意見が出ていて、この子どもの家・子ども会館の設置が、待機児童に対して適正であるかどうかというようなことが、意見の中に少し含まれていたような気がいたしますので、待機児童についても、少し触れておくことが必要ではないかと考えましたけれども。

松原委員長 ありがとうございます。1週間前ぐらいでしたかね、朝日新聞に全国の状況が出ていますので、気になって見るのですが、当面、今、鎌倉市の状況を事務局として、どういうふうに待機児童について把握されているかをちょっと報告していただけますか。

青少年課長 ことしの9月8日現在で、子どもの家、15施設ございます。15施設の定員が600名でございます。入所児童は600名のうち495名ということになっておりまして、数字の上では待機児童というものはございません。ただ、私ども市民の方々に接する中で、16小学校区ある中で、例えば七里ガ浜小学校区には今現在、子どもの家がございません。早くこの地域に子どもの家を設置してほしいという要望等を聞くこともございます。そういう意味では、この数字にあらわれていない待機児童というものもあろうかとは思いますが、数字に出てくる状況はただいまご披露したとおりでございます。

松原委員長 ありがとうございました。例えば、1小学校区に1つということについては、今、市はその方針でやっているということで、当面、植木をつくられたということですから、今回特にこの柱立てをしなかった経緯があります。それで、今、各委員がおっしゃった待機児についても、これいろんな見方があって、やはりニーズに合致しないから出てこないというのがあると思うのですよね。もう少し使い勝手がよければ、もっと利用者がふえるというようなこともあるかもしれないので、ちょっとほかの委員のご意見も伺いながら、ちょっとそのことも考えてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

冨田委員 事務局に挙がっている数字上、待機児がいないとすれば、未設置地域に早く 設置するようにということで、1項目入れたらいいのではないかなと思います。

松原委員長 ほかはいかがですか。あとは、それを書くと同時にやはりそういう要望が 出てきたときに、柔軟に対応できるように体制を整備するようにということをあわせて一 つ書いておくことになるのでしょうかね。

冨田委員 どこへ書くんです。

松原委員長 2のところで、諸課題で(1)(2)(3)とやっていますので、もう一つ括弧をふやすのでしょうね。以降のことは、子どもの家があっての話なので、一番最初のところに例えば、鎌倉市として増設に努めてきていることというのを書いていただいて、1小学校1子どもの家・子ども会館をそういうふうに実現をしてほしい。これは審議会側の意見を書いて、そして、なおすべての子どもの家において、ニーズに柔軟に対応できるような整備をしてほしいというような文言を書くことになりますかね。

今、加藤委員が発言されて、冨田委員が具体的な提案をいただきましたが、ほかの委員の方、ご意見ありますか。余り事務局の方を審議会として、どうこう慮ることもないと思うのですけど、ちょっと一個だけ事実確認をしたいのですけれども、順次整備ということの計画があること自体は、これはいいですよね。七里ガ浜については、何年度開始という予定が立っていますか。

青少年課長 鎌倉市の場合には、大きな事業につきましては、いわゆる総合計画の中の基本計画、あるいは実施計画の中で位置づけをされるということになっております。したがいまして、七里ガ浜小学校区の整備につきましては、次期基本計画、要は平成18年度以降の中に位置づけられるものと考えていることでございます。

松原委員長 ということは、今のところで具体的な年度が決まっていない。むしろ審議会としては、なるべく早い段階でもってきてほしい。こういう意見は我々として言っていいのではないかなと。

冨田委員 質問、関連して。地域から特に要望がますます強くなったときには、その18 年度以降ということになっているのが、それは前倒しはできるのですか。

青少年課長 基本的には前倒しというものは、非常に難しいと理解をしております。財政面での検討、あるいは用地面での検討等、大きなハードルがございますので、なかなか難しいとは考えております。

松原委員長 前倒しということで、来年度開設ということで、16年度ですからなります ので、それは現実的に難しいかもしれません。

ただ、本当に我々としてはなるべく早くということを書き加えてほしいのですけど。も し皆さんのご意見が、それでまとまれば、そう書きたいと思うので。順番的には(1)で いいかと思うのですけど、いかがですか。

新保委員 (1)に入れて、後ろを一個ずつずらしていくという。そうですよね、順番からいくとそう。

松原委員長 これは大きな訂正になりますけれども、大切なことなので、もう一回確認させていただきます。1のところに子どもの家の拡充というようなタイトルをつけさせていただいて、そして市全体の方針である1小学校1子どもの家体制の早期実現を児童福祉審議会として報告すると。そのために総合計画の中で、速やかにという言葉にしましょう、

できるだけ早く、速やかにでいいかな。一応、速やかにということで、速やかに七里ガ浜子どもの家の設置を計画するとともに、すべての子どもの家において放課後児童対策等々のニーズに対応ができる体制を整備してほしいというような文言にして、文章は私と冨田副委員長にお任せいただけますか。

(異議なし)

松原委員長では、そういうことでつけ加えさせていただきます。大切なことをありが とうございました。

ほかに加藤委員はよろしいですか。

加藤(邦)委員 ありません。

松原委員長 石井委員の方からお願いします。

石井委員 先ほどご説明がありましたように、システム化とか、枠組みという視点の中で、こんなふうにまとまって、とてもよくまとめているなというのが感想です。

先ほど障害児対策のところでも、加藤委員の方からご意見がありましたが、私もその点は思っておりましたが、あともう一つ、障害児ということで、私はどうしてもちょっとこの表現の仕方なのですね。これは私自身がちょっと間違っているかもしれませんけれども、私が例えば話し言葉の中で、皆さんの前でお話しするときに障害児とは言わないで、障害を持ったお子さんとかという、ここの会議でも障害児という言葉を使わなかったかと思うのですが、それをこういうふうに文章化するときには障害児というのが、これが一般的というか、こういう公的な文章の中では、それになるのですよね。

松原委員長 いや、これ例えば昔は母子とか、父子という言い方をしていて、これは研究者の中で、それはということで、ひとり親という言葉をずっと使い続けて、今行政でもひとり親対策というようになってきた経緯とかありますし、それから知的障害なんかでも、法律と精神薄弱児者福祉法と言っていたのを、あえてその法律があった時代でも知的障害という言葉を使われてきた経緯もあるので、これはむしろ先駆的に言葉の使い方というのも変化させていっていいのではないかなと思いますし、研究者の中でこの障害の「害」のこの字自体をお使いにならない方も、意図的に使わない方もいらっしゃいますので、それは一つの選択肢だと思いますので、ほかの委員のご意見を伺いたいと。具体的な提案としては、それでは障害を持った子どもへの対策ということになりますか。

石井委員 そうですね。今までの経験の中で、この障害を持つお子さんの保護者の方が、 障害児という言葉を言われるのが嫌だというのが、とても残っていて、それは私はとても 表現に気をつけているところなのですが、文章にする場合にはこういった形が、一般的と いうか、これでいいのかななんて、ちょっと思ったものですから。

松原委員長 児童相談所はどうされていますか。

加藤(芳)委員 石井委員のご指摘は、確かにそのとおりだと思うのですけれども、実際にある意味で施策提言という色彩が、これがあるのであれば、その対象となる施策を言い当てることも大事なのかなと思いまして、そういう意味では、いわゆる放課後児童対策

事業における障害児加算というのも実際にはあるようですから、そういう意味では、それ とのリンクした議論であるという意味では、この言葉は間違えていないし、配慮に欠ける といえば、そうかもしれませんけれども、児童相談所では一般的に施策を整理するときも、 気遣いがないと言われそうですけれども、障害児相談というジャンルがいまだにあります ので、このようになれたらというふうに思います。

というわけで、この(2)のタイトルについては、工夫が必要かなと思いますが、本文においては以下障害児という、先ほどのくくりをもう一回くくり直すようですけれども、 そういうような形でいかがかと思います。

松原委員長 そうですね。悩むところですね、これは。ちょっと考えている間に、ほかの委員の意見も伺いたいと。

冨田委員 年齢が低い子の場合は、障害があると思われるという、親も気がついていない、そして学校に行ってから担任がちょっとあの子変だよ、変わっているとか、子どもの家に行って指導員の人がちょっと変だよと、それで発見するとか、そういう子の場合は障害児等の中には含まれるのだろうと思うのですけれど、障害児となると以下障害児はわかるのですけど、その辺はどこに入れればいいのですかね。

松原委員長 本当に子どもって多様なお子さんたちがいますので、それこそよくわかります。

新保委員 私自身はさっき障害の括弧書きという話もしたのですが、石井委員にご指摘をいただいて、私は何かそちらに1票という感じが今はしています。少しやわらかくなっていいのかなという感じを持っています。特に表題のところ、確かに障害児対策って、行政文書ではもうなれっこになっている感じもしますけれども、少なくてもここは障害を持ったですか、僕は障害を有するぐらいの方がいいかなという感じで、例えばここでしたら障害を有する児童への支援とかという言葉でいいかなという感じもします。障害を有する児童への支援というふうな表題にして、後ろの方は障害の後ろに括弧書きで入れるとしたら、先ほどの加藤委員のものと冨田委員がおっしゃったものを括弧書きでそれぞれ書いていって、以下同じにすると括弧は少し長くなると思いますけど、より明確になるかなという感じがします。

冨田委員 済みません。そのくくりの中に気になる子というのを入れてもらいたい。そ ちらの方が、表面上多いのではないかという。

松原委員長いわゆる専門家から見てという意味ですよね。

加藤(邦)委員 ちょっとそれるかもしれませんけれども、この間ヒアリングをしたときに職員の方が見えて、特に入所に当たって、こちらの方で判定をさせていただいたりとか、そういったシステムは全然ないとおっしゃっていて、ふたを開けてみたらっておかしいですけど、開いてみたら、やはり特別な配慮を必要とするお子さんがいらしたというような話で、それから職員の配置を組みかえたり、施設の整備について考えたりということが、結構日常茶飯事にあるというふうなお話があったと思いますので、放課後児童対策と

いう職員の側というか、対策をするサイドの側に立ってみれば、障害児とか、障害児ではないというよりは、その職員の方がどうそれに対応するかということが問題であれば、配慮を必要とする児童に対して、その人たちに対して定着的な状態、養育相談が必要であったりということになるので、余り障害児とくくらない方が、スタッフから見た対策というか、スタッフから見た対応方という意味では、もう少し広がってとらえられた方が、現実の職員配置ですとか、仕事の内容に合致する内容になっていくのではないかなと思いますけれども。

生涯学習部長 今、加藤委員の方から別の視点でのお話も出ていたところでございますが、文部科学省では、近年の障害のある児童・生徒のという、こういう言葉を使っているという考え方が出されています。

松原委員長 ありがとうございます。

冨田委員 もう一言だけ言わせてください。文部科学省のくくりはそうかもしれないですけど、実際に子どもと毎日接するのは、障害があるからこうしよう、ああしようではなくて、やっぱり気になるのですよ。そういう子の方が多いのですよ。障害児だからどうしようではなくて、一緒に遊んで、一緒に接しているわけですから、実際にはそんなに重度でない限りは、別にちょっと大変だなとか、1対1で接しなければいけないことがあるという、そういう場面もあるけれども、そうではなくて、友達の中で一緒に過ごしている時間帯もあって、それを言うならば、親にどうもあなたのお子さん気になるというのならわかるけど、障害があるよというと、これはちょっといろいろどこで調べたのかという、いろいろと話が難しくなってまいりますから、その辺は余り障害児と決めつける、そういう場所ではないのではないかという気がするのですけれども。

松原委員長 ありがとうございます。多分、行政的には療育手帳があるとか、ないとか というお話をされますから。

加藤(芳)委員 1点よろしいですか。特別な配慮を要する児童に対する対応といいますか、やはり必要なことは論をまたないと思います。この(2)で述べているのは、もしそのくくりにすると、後段の方はこれだけでは耐えられないですね。もっと幅広な話になってきますので、そこを変えるか、あるいは(2)の対応については、障害及びあると思われるお子さん、あるいは発達障害の人たちへの適切な対応を(2)で述べておいて、むしろ特別な配慮を要する、あるいは気になるお子さんというのは、ノーマライゼーションの観点からすれば、どんどん受けとめていただきたいなと基本的には思うわけです。むしる、そういう特別な配慮を要するお子さんを障害児、あるいはその周辺に一くくりにすること自体が、ちょっと違うのかなとも思うのですね。ちょっと排除の思想が入り込む余地は、できれば避けたいということから、むしろそのことで言うと、(3)の職員体制の資質の向上のところですね。個別的対応に耐え得る、対応する職員を研修体制の強化というようなところで、そういった配慮も十分できるようにと述べていただくということにしたらいいかな。(2)の方が、もう少し施策を想定して委員会である今の数字でいかがでし

ょうかというのが、今の私の意見です。

松原委員長 いろいろ意見が出て難しいですけれども、ただ、今の加藤委員がおっしゃったので、それでも職員の資質に押しつけてしまっていいかどうかというのも、ちょっと気になるところなのですね。それで、私は気になるという冨田委員がおっしゃったことも踏まえて、ちょっと文学的にはありますので、特別な配慮を必要とするという加藤委員がおっしゃった言葉をとりたいと思うのです。ただ、余りあいまいになってしまうと困りますので、タイトルをそうさせていただいて、そこの中にいわゆる障害を持つという、先ほど文科省は障害を持つという言葉でしたよね。障害があるという。障害のある児童、それから、先ほど加藤委員がおっしゃった最初に括弧書きで入れたのは何だっけ。

加藤(芳)委員 障害児等も含む。

松原委員長 そのときの括弧書きの中は何でしたっけ。発達障害でしたっけ。

加藤(芳)委員 障害児。

松原委員長 発達障害等というふうにさせていただいて、タイトルのところは特別な配慮を必要とする児童への、僕も支援がいいと思います。対策というよりはね。それで、ここは事実説明ですので、平成16年度当初においては、障害児というところを、平成16年度は障害を持つ、いわゆる障害がある児童(発達障害も含む子ども)は19施設16名入所していますがというふうにさせていただいて、ずっときましてソフト面で云々とありますね。この後ですね、このほかに特別な配慮を必要とする子どもたちも増加しています。ちょっと加わったのは配慮を必要とするというところで、子どもあるいは子どもにかかわる専門家として気になるという言葉を入れようと思ってと思ったのですけれども、ちょっとやはり気になるので、特別な配慮を必要とする子どもたちも増えていますと一言入れて、今後必要なことは云々かんぬんという、活用により、このような子どもたちと職員に対する支援が必要ですと。障害児だけに特定しないで、このような子どもたちと職員に対する支援が必要ですと、そういうふうに直してみましょうか。

冨田委員 ちょっと事務局に質問なのですけど。

松原委員長 どうぞ。

冨田委員 養護学校等に通学している子は、その子どもの家に入る資格があるのですか。 青少年課長 現在ここに書いてあるように16名入所してございますが、そのうち何名か は養護学校に通いながら子どもの家に通所をしております。

冨田委員 養護学校のバスが送迎していますね。そのバスが来てから、バスを降りてから、そこへ通うのですね。

青少年課長 ちょっとどのような形で子どもの家の方に、いわゆるスクールバスで来ているかどうか、それはちょっと私の段階で把握してございません。

冨田委員 というか、入れるということだけわかれば。

青少年課長 そのとおりでございます。

松原委員長 それで、一番下の3行は、これは狭い意味での障害児に特定されています

ので、ここは文部科学省への方に統一させていただいて、限定してやると。それとあと加藤委員がおっしゃったところでいえば、そういうヒアリングの中でも、すごく行動の心配なお子さんの話も出ていましたので、そこへのやはりサポートというのも少し書き込まないと、各館の先生がもたないというところもあると思いますので、最後のところで、場所的には一番最後のところで、また特別な配慮を必要とする子どもたちへの支援については、職員の質と量ですか、職員体制の方がいいですね。職員体制の充実が望まれますということでどうでしょうかね。そういったことで、資質両方含ませるという。これは審議会としての報告ですから、具体的にどういうふうに、いわゆる狭い意味での障害児も含めて、どういうふうに職員の加配をしていただけるのか。その加配をするには、どういうポストの方をしていただけるのかということについては、今後ぜひ行政の方に努力をしていただくことにしまして、我々審議会としては体制というような表現にさせていただくということでよろしいですか。

(異議なし)

松原委員長 では、その表現をちょっと入れさせていただいて、確かに委員の中に出てきましたので。私の心づもりとしては、ちょっと括弧が一つふえたり、それからもともとの旧(2)の障害児対策のところの表題が変わったりはしましたけれども、一応、私と冨田副委員長の方で、きょうの議事録を参考にしながら、あとは事務局の方に文章をつくっていただいて、事前にはお送りしますけれども、もう一回確認の議論ということにはゆだねなくていいというふうに判断をしたいですが、いかがですか。

(異議なし)

松原委員長 よろしいでしょうか。では、そういうことにさせていただいて、中間報告で、今度はそれでは、この案をとったものを一応確認のために事前に皆様方のところにお送りをして、特にご意見がなければ、本来審議会の最終的な意見具申は市長に対してだと思うのですけれども、中間報告ですので、部長にこの中間報告についてはお渡しをするということで、一たんこのテーマについては閉めさせていただいて、あと総合的にこの中間報告を幾つか重ねていって、最終的な意見報告か、意見具申になるか、そのときにもう一回、この放課後児童対策についてのおさらいはするということにさせていただくことにして、次の論点に移っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

松原委員長 ありがとうございました。それでは、そういう形で処理をさせていただきます。ちょっと終わりましたら、私と冨田委員の方で作業の確認を事務局とさせていただきますので、よろしくお願いをします。

それでは、審議事項の(2)児童虐待対策についてということで、議論を始めたいと思います。まず資料が出ておりますので、資料の説明からしていただいて、きょうは全般的な議論をして、基本的な考え方等について皆さんのご意見を伺いたいと思います。

それでは、事務局の方は何か説明役交代ということでしょうね。では、事務局の方から

説明をお願いします。

家庭福祉担当係長 それでは、私の方からきょうお配りしました児童虐待をめぐる現状ということで、資料の説明をさせていただきます。中には委員さん、ご存じの内容も多く含まれているとは思いますが、資料に沿って説明させていただきます。

まず1枚目はインデックス、目次的につけさせていただきました。全体的な流れとして 法改正、児童虐待防止法の改正、児童福祉法の改正がありまして、児童虐待防止法につい ては、既に成立しておりまして、ことしの10月施行予定となっております。児童福祉法に つきましては、現在、衆議院の厚生労働委員会に付託中でございまして、17年4月1日の 施行の予定となっております。

この現状を踏まえまして、神奈川県で児童福祉法改正に伴う児童相談のあり方検討委員会というのを設置していただきまして、現在、各市町村の課長、県の課長の方たちを中心に検討委員会を始めた、第1回を開いたところでございます。

次に3番、鎌倉市の対応と現状ということですが、1つ目として虐待の相談件数、こちらを挙げさせていただきました。

それと鎌倉市子育て支援(児童虐待防止等)ネットワークというのが、児童相談所に設置されておりまして、これには市の関係機関と市内の関係機関ですとか、鎌倉、大船両警察署も入った組織というのが現在存在しております。

あと実際の問題としまして、閉庁期間中に通報があった場合の対応でございますが、これは年末年始、もしくはゴールデンウィーク期間中と長期に休みが及ぶ場合には、緊急連絡網というのをつくりまして、これを守衛室の方に渡しまして、守衛室の方から連絡をいただくという形になっております。この連絡網につきましては、常時守衛室の方に配備されておりまして、万が一無人のうちに通報があった場合も、これで対応をしております。

最後、4番目としまして、鎌倉市の児童相談関連部課一覧というのをご用意いたしました。こちらは鎌倉市の組織の中で児童相談を持っている課を一覧にしたものでございます。

それでは、2ページ目、資料に沿って具体的に説明させていただきます。まず、児童虐待防止法等に関する法律の一部を改正する法律ということで、まず1つ目は児童虐待の定義の見直しというのが盛り込まれました。これは 保護者以外の同居人による児童虐待と同様の行為を保護者によるネグレクトの一類型として児童虐待に含まれるものとしております。

次に 児童の目の前でドメスティック・バイオレンス、いわゆる D V ですが、これが行われることを児童への被害が間接的なものについてですが、これを児童虐待としております。

次、2番、国及び地方公共団体の責務の改正ということですが、まず 児童虐待の予防 及び早期発見から児童虐待を受けた児童の自立支援まで、これらの各段階に国及び地方公 共団体の責務があることを明記されております。

次、番、国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に寄与するよう、関係者に研修等の

必要な措置を講ずるとともに、児童虐待を受けた児童のケア並びに保護者の指導及び支援 のあり方、その他必要な事項について調査研究及び検証を行うとされております。

次に3番、大きな分ですが、児童虐待に係る通告義務の拡大としております。児童虐待を受けたと思われる児童を通告の義務対象、疑いの場合も通告の対象として、現行法より もその範囲を拡大しております。

次に警察署長に対する援助要請等ということで、児童相談所長または都道府県知事は、 児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、警察署長 に対し援助を求めなければならない。

次 番、 の援助を求められた警察署長は、必要と認めるときは、速やかに所属の警察 官に必要な措置を講じさせるよう努めなければならない。

次、5番は、面会・通信制限規定の整備ということで、保護者の合意に基づく施設入所等の措置が行われている場合であっても、児童との面会・通信を制限できるとしております。

次、6番、児童虐待を受けた児童等に対する支援ということで、児童虐待を受けたために学業がおくれた児童への施策、進学・就職の際の支援を規定しております。

7番になりますが、これは既にことし10月1日に施行されております。

次に3ページ、児童福祉法の一部を改正する法律案ですが、これはあくまでも案ということで、また多岐にわたりますので、市町村の部分に限って説明させていただきます。現在、児童相談に関する体制は、児童相談所、神奈川県ということにうちではなっておりますが、まず一義的な相談は、窓口を市町村とするということで、児童相談に関し市町村が担う役割を法律上明確化しております。そのページの左側、〔相談体制〕、下に市町村と書いてある部分になります。虐待を受けた児童など要保護児童に対する支援のネットワークの運営等に関する規定を整備し、虐待の予防や早期発見を促進すると。 支援内容を一元的に把握する機関を選定し、児童の状況を的確に把握する。 ネットワーク参加者に対する守秘義務を設けて、情報の提供を促進するということが定められる予定です。

これに伴いまして、都道府県(児童相談所)については、市町村の後方支援、バックアップになると。もしくはそこに書いてありますが、専門性の高い困難事例への対応を中心に行っていくということになる予定でございます。

続きまして4ページですが、これはまた今の内容を細かく表示したもので、中身的には、 ほぼ前のページと同じようなものです。実際の児童虐待対策のイメージ図、フローが示さ れています。

次に5ページ、あり方検討委員会でございますが、こちらは現在、法案は審議中でございますが、4月1日施行を国は目指しているということで、法律の成立を待っていては遅いだろうということで、神奈川県内を中心に動いているところでありまして、あり方検討委員会というものを設置しております。メンバーにつきましては、5市2町、2保健所、あと神奈川県内にあります5児童相談所、あと中央児童相談所に併設されております総合

療育相談センター、こちらの課長さん方を中心につくられています。あと神奈川県本庁の方では、地域保健課、児童福祉課の課長代理、これらがメンバーに入っておりまして、児童相談所と県の児童福祉課が事務局をしております。そこにも書いてありますが、16年8月25日に第1回の検討委員会が開催されまして、その中の資料をお断りして、ここに載せさせていただきましたが、6ページ、法改正によりまして市町村が児童相談の役割を担う上での課題ということで、1番、相談活動の範囲が、まず相談、電話や来所、訪問の3パターンが大きくありますが、来た場合に続いて調査、まずは情報収集、安全確認、それから保護者等の意向確認、それから複数の職員による検討を行いまして、処理を決めると、相談終了か、継続面接か、他機関へつないでいくかということになります。

体制をつくる上での準備ということですが、(1)相談窓口の設置、広報。それと相談 員、相談室、相談記録用紙、専用電話、待合室、その他を設置すると。

それと(3)相談員等職員の研修を行う。

(4)情報収集及び支援のための連絡調整体制(ネットワーク)、これは先ほどもネットワークという言葉が出ましたが、これは市町村で設置しなさいということでございます。 それと(5)として、処理決定までの検討・決裁システムをつくると。

次に3番、バックアップ機能ですが、これは県が後方支援を行うということで、内容について、まだ具体的には入っておりません。

その他としまして、虐待通告への対応、事例の支援ということが挙げられております。 今後の法改正に対応するスケジュール(案)ということで、7ページに示されておりますが、8月に市町村主管課長会議が開かれまして、それと真ん中、児童相談あり方検討委員会、これが年度内に3回予定されております。それと先ほど申し上げた、あり方検討委員会の中に、課長職の方が中心でつくられているのですが、その下に作業部会というのを置きまして、市町村へのガイドラインの(案)作成ですとか、市町村職員の研修計画、施行後の対応、こういったもののマニュアル本を作成するというような予定でおります。

続きまして、同じくあり方検討委員会で示されました市町村における児童相談ガイドラインの骨子ということで、8ページからになりますが、はじめにということで、市町村の役割と連携としまして、市町村の児童相談窓口としての役割、関係機関の役割と連携、法改正後の児童相談所の役割と支援。

続いて児童相談への取り組みということで、相談援助活動の基本としまして、相談環境の整備、相談の受付、相談方法、相談の姿勢(あり方)、それと関係機関との調整、インテーク後適切な機関を紹介し、連携をしていくということが挙げられております。

以下、相談内容としまして、どういったものが考えられるかということなのですが、 (1)から(6)まで、養護相談、保健相談、健全育成相談、非行相談、障害相談、その 他と児童に関するあらゆるものが想定されております。

3番、児童相談所へのリファーということで、こちらの方は項目だけになっております。 続いて児童相談所の市町村への支援ということですが、定期的な市町村との連絡会(カ ンファレンス)を行う、個別のケースについて検討会を開催するということになっており ます。

続いて児童虐待事例への実際の取り組みということで、児童虐待の通告受付機関としての役割としまして、通告受付窓口を明示する、住民啓発を行う、それと通告の受付票の記入、児童の安全確認及び必要な調査を行う、守秘義務を行う、緊急保護をするか、しないかの判断、それと児童相談所への送致ということになっております。

市町村が主体となって実施する在宅支援としまして、3点、子育て支援及び母子保健施策の活用、関係機関連携と援助活動チームの活用、要保護児童対策地域協議会、これはネットワークのことですが、これの設置と活用からなっております。

児童相談所の連携支援、チェックリストの活用、防止体制の整備と5つ、以上挙げられております。こちらはあくまで、ガイドライン骨子の(案)ということで、今後あり方検討委員会の中で、議論が進む中で肉づけされていくものでございます。

続きまして10ページ、具体的な鎌倉市の相談件数ですが、10ページ以降、13、14、15年度と出ておりますが、15年度を中心にご紹介させていただきたいと思います。まず内容別相談件数ですが、身体的虐待が16件、ネグレクト6件、心理的虐待7件、合計29件の相談がありました。

次に年齢別では、15年度では幼児、1歳から6歳児が14件と一番多くなっております。 それと虐待者別の相談件数ですが、こちらは真ん中、実母20件ということで、一番多くなっております。

それと4番、虐待相談の経路ですが、これはさまざまございまして、多いのが近隣の知 人、福祉事務所、それと市町村保健師からといったものが多くなっております。

続いて11ページ、虐待の原因ですが、こちらは一方的しつけが11件と一番多く、次に養育者の精神的不安というものが6件と続いております。

家族形態としましては、実父母、これが20件と一番多く、それから母子、父子と続いております。

続いて12ページ、先ほどから話に出ておりましたネットワークでございますが、こちらは神奈川県の中央児童相談所が実施主体となりまして、鎌倉市の関係機関、それからあと鎌倉市役所内の関係課がメンバーになりまして活動をしております。具体的な活動内容は15ページになりますが、ネットワーク会議という課長級の会議ですが、こちらは年2回開催されております。開催内容につきましては、15ページ上段の表の内容になっております。

それと、その下に援助活動連絡会議という実務担当者レベルの会議がありまして、偶数月、大体年6回程度開催しております。事例進行の管理ですとか、ケースカンファレンス、それと研修会といったものを開催しております。16年度、これらにつきましても、既に3回開催しております。

次に16ページ、鎌倉市児童相談関連部課一覧ということで挙げさせていただきました。 16ページの内容は、鎌倉市の事務分掌上の内容でございまして、市民経済部の人権・男女 共同参画課、それと保健福祉部では市民健康課、社会福祉課、こども福祉課、保育所、教育委員会関係では、学校教育課、教育センター、これらに児童相談関連の業務を持っております。

実際の件数につきましては、17ページ以降になりますので、こちらをご覧いただければ と思います。

こども福祉課長 資料を一通り説明いたしましたが、私の方からちょっと補足いたしますと、児童福祉法は先ほど説明にありましたように、本来ならば既に成立していたはずのものが、ちょっと年金関連の法案のあおりを受けまして、いまだ成立していないという状況にございます。ただ、国の方はあくまで来年4月1日の施行というものを、まだ予定で持っておりますので、こういった県の方でのあり方検討委員会も平行するような形で持っているという状況でございます。

なお、県の相談のあり方検討委員会のメンバーには、こちらの児童相談所の副所長をやっていらっしゃる加藤委員もメンバーになっておりますし、実は私、こども福祉課長もそのメンバーの1人というふうになっておりまして、そういったこともありまして、今後あり方検討委員会の検討状況も、こちらの方に情報として提供させていただきたいと思っているところでございます。

なお、資料 6 - 7 の方につきましては、こども局の方から説明いたしますが、一応、 6 - 6 までの資料につきまして質問をお受けして、そのあとに回したいと考えてございます。 よろしくお願いします。

松原委員長 A4、1枚なら6-7までやっていただいてからでいいですか。

こども局推進担当課長 それでは、本日、お手元に配付させていただきました横長の6-7という資料をご覧いただきたいと思います。今回、児童相談が市の窓口対応となるということで、こども局としての考え方をちょっとお話しさせていただきたいと思います。こども局という組織につきましては、以前にもちょっとご説明をさせていただいたことがあろうかと思いますけれども、行政の中で、縦割りの組織の中で、子どもと子育て関連のいろいろな仕事が行われております。それを横に串を通した形で、横のつながりを持って仕事を進めていくという、そういったことで、こども局推進担当という部がございます。そちらの図のように横のつながりということで、表現をさせていただきました。今現在4つの部に属しております10の課、それに私どものこども局推進担当という課を合わせて11課の横連携の組織となっております。この11課のやっている仕事の内容の中で、児童虐待の対応というのに関連してくるという、そういった仕事がそれぞれの課で行われております。

課名の下に四角囲みで書いております上段の部分が、関連の担当の仕事、そして下段の明朝体の細い字が実際にやっております相談でございます。そして、それがそれぞれ先ほど、こども福祉課の方で説明をさせていただきました6 - 1 からの資料の何ページに表現されているのかというところが、資料 P 幾つという数字で入れてございます。

それから、課名の後に を付してございます。その課につきましては、14ページでご説明させていただきました、ネットワークを構成しておる課でございます。こうしてご覧いただきますと、おわかりいただけるかと思いますけれども、既に現在さまざまな対応が行われております中で、児童虐待の改善の取り組みが進められておるところでございます。私どもとしましては、この11課の連携を使いまして、相談についての対応を図ってまいりたいと思っております。それぞれの課が対応を図ることで、虐待への対応、それから未然防止のための取り組みですとか、あるいは意識啓発という、そういったことに取り組んでいくことが可能であると考えております。

これまでにも、こども局内会議というのは、11課で毎月1回程度持っております。そちらの方で資料提供、情報提供をしながら、共通の認識づくりを図ってまいりました。今後はこういった考え方をもとに11課で、どのような形で受けとめていくか、総合相談として受ける相談のあり方、あるいは例えば面談室の準備ですとか、そういったものに、どのように対応していくのかという具体的な部分については、県のガイドラインが出されることと思いますので、そういったものも参考にしながら、行政の組織のあり方などの面での課題を整理いたしまして、必要な部分、取り組みを考えてまいりたいと思っております。

以上のようなことで、こども局の組織を生かした取り組みということで、ご説明をさせていただきました。

松原委員長 ありがとうございました。ここは、鎌倉市の児童福祉審議会ですので、一方で県の方で、児童相談あり方検討委員会が進んでいらっしゃるということですので、平行しながら、今の鎌倉市として特に児童虐待対策を中心にして、どのような相談支援、それから発見というようなことが、今後望まれるのかということで、ご意見をいただきながら、鎌倉市としての体制づくりみたいなことを審議会として、ご議論をいただきたいと思います。あわせて、そのことが、そのあり方委員会との整合性を図れればいいかなと、こう思っておりますけれども、その辺については事務局、あるいは加藤委員の方から情報提供をしていただきながら議論を進めていきたいと思います。

きょうは具体的な数値ですとか、あるいは市の中での役割分担等の資料もいただきましたので、全般的な資料へのご質問、あるいは今後の議論の進め方に関するご意見というのをいただきたいと思います。どなたからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

石井委員 資料への質問ということで、1点なのですけれども、9ページのところにありますガイドラインの骨子の中に、4番にチェックリストの活用というのがありますが、このチェックリストというのを私ども委員もちょっと見たいなと思っております。

松原委員長この点ですが、どちらですか。

加藤 (芳) 委員 この 4 番のチェックリストなのですけれども、現在は我々がフォーマルに活用しているのは、一時保護のチェックリストだけなのですね。それだけでは不十分であるというふうに認識しているところです。他の都道府県では、試作的につくられている、あるいは新保先生の方が得意、あるいは松原先生がいらっしゃるのであれですけれど

も、専門家の間では、試作モデルがつくられているものがありまして、なぜかといいますと、児童相談所で使っているのは、一時保護を今すぐにするか、あるいは強権的な指導が必要であるかということが主眼に置かれているのですね。一義的な相談窓口が市町村にあって、保護など介入的な指導を児童相談所がやる、こういう二元対応になることを想定すると、その両者で適切な対応を相談しながら進めていく必要があるわけですね。ですから、一時保護だけではなくて、例えば保健師さんの定期的な訪問でいいケースなのかどうかということのアセスメントがきちっとできるかどうかということも視野に入れて、どういうチェックをしていくかという視点が必要になってくるのだろうと思います。

というわけで、介入的な対応、あるいは見守り体制を発見したとき、あるいはこの対応 でいいと思うときには使えるものということで、どういうものを考えていくかというのは、 大きな課題だろうと思います。

松原委員長 という状況だそうですが、その一時保護のチェックリストが見たいかなと。 石井委員 いえ、私、一時保護のチェックリストとは思っていなかったのですね。実は 不適切な養育という中で、これが即、一時保護が必要なものなのか、そうではないのか、 今、加藤委員がおっしゃったような、そういったことがチェックリストとして、できるよ うな、そういうものなのかなと思ったので。

加藤 (芳) 委員 在宅で進めるか否かも含めたものにしていくということですね。 松原委員長 それは加藤委員に質問なのですが、年度内に完成予定なのでしょうか。

加藤(芳)委員 努力したいと思っているんですね。というのは、やはりそれがないと困ってしまうし、我々もまず一から考える必要がなくて、他県の先行モデルがありますので、そういったものも相談させていただきながら、神奈川県の事情に合ったものを作っていければなというふうに思っています。

松原委員長 と申しますのは、多分虐待のことで、我々が割ける回数というのは、きょうも含めて多分3回から4回ぐらい。そこで中間報告というようなことを考えますと、直接そのチェックリストは影響がどういうふう及びますかということは、余りないかもしれませんけれども、先ほど申し上げましたように平行して進めるということであれば、うまく歩調が合えばいいなということで質問させていただきました。

ほかに。

冨田委員 チェックリストなんですけど、私たちが通告をするときに使えるような、ごく単純なチェックリストを加藤委員の方で作ってくれないですかね。作ってほしいと思います。今、加藤委員のお話は、いわゆる専門職が使うチェックリストだと思うのですが、そうではなくて、私どもから現場でおかしい、虐待ではないかと思う子の通告をする際に口頭ではなかなか要領を得ないので、簡単に書き込んで送れる、そういうチェックリストを作っていただければありがたいと。できそうですか。

加藤 (芳) 委員 通告に関するチェックリストについては、現在でも防止法施行直後に こういったものを関係機関には配付させていただいて、この中に発見のためのチェックリ ストはつくっているのですね。今回これについても、わかりにくいというご意見もいただいていますので、もう少し事態の緊急性の認識とリンクしたものに、今変えようということを検討中でございます。

松原委員長 ありがとうございました。ほかに委員はいかがでしょうか。

加藤(邦)委員 私は見守りというのと、介入というのが、2つ経路があって、ほとんどの今の市町村の体制としては、見守りが中心になると思うのですね。その際に先ほど石井課長からご説明があった、こども局の組織を生かした児童虐待の対応について(案)ということで、ご説明いただきましたが、鎌倉市の場合はどうかわからないのですが、結構、部というのは縦割りになっていて、それを横につなぐのはいいのだけれども、どこでも中途半端な情報は持っているけれど、そこの家庭についてリーダーシップを持って情報を集めて、例えば児相の窓口になるとか、全体を把握できているところというのは、今現在あるのか、それとも幾つかの今ご説明いただきました、保育所から、児童委員から、結構見守りの人たちが、横一列に全部見守りの部分では、横にはネットワークはあるんだけれども、それがうまくその情報が整理されていないとか、情報があるところでは、すごく深く知っていて、あるところではとても浅くなっているというふうに、そこを統合していくところがあるのか、ないのかをちょっとお聞きしたいと思います。

松原委員長 事務局お願いします。

こども福祉課長 鎌倉市の場合、児童虐待について、その所管する課というのが、明文上の規定が現在のところございません。これもまた課題の一つではあります。ただ、実務の上でそういった通報なりが寄せられた場合に、どういうふうに対応しているかと申しますと、加藤委員の職場である中央児童相談所に電話で通報して足りるということではございませんで、やはり受けた課が、手近なところでネットワークを作って対応する。その辺のもとになるのは、先ほど資料の説明でいたしましたネットワーク会議のメンバーでございます。

ほとんどの場合、例えば母子保健の業務に携わっている保健師とかが、一番その現場サイドとして、児童虐待の通報に、あるいは事例に当たるというようなケースが多いのですが、そういった場合に私どもこども福祉課では、ネットワークも事務局的な立場でもありますので、そういったところ、あるいはこども局、そういったところが核になりながら、例えば生活保護を受けている事例であれば、社会福祉課という関連が出てまいりますし、障害を持っているお子さんであれば、やはり社会福祉の方を取り込んでネットワークで対応していくということになろうかと思っております。

加藤(邦)委員 その場合、やはり虐待というのは非常に緊急にことが進んでいったりするわけですよね。そうすると、やはり核になるところがあって、例えば保健師さんがそれに当たるのであれば、保健師がすべての情報をつかんでいるですとか、生活保護に関しても、どういうふうにどこの保育園に通っているかとか、どういう就業状況なのかですとか、そういう情報と統合して、そのケース全体を見渡せるところというのは、非常にその

緊急事態になったときに必要になってくると思うのですけれども、そういったことを作っていくというのは、この対応にとって、後手後手になるのではなくて、あらかじめ、そういう情報を統合して進んでいるケースってありますよね。見守りということは、ケースがどんどん、状況が深くなっていくとか、情報の緊急性が高くなっていくとか、やはり時間的な変化があるわけですから、それについてきちんと情報が統合されているところというのが、今後それを設定することが可能なのかどうか。

松原委員長 この辺が多分この審議会の議論のポイントになると思いますので、きょうは事務局にそういう現状だというふうに伺ったことでとどめておいて、この議論を進める中で、それをそういうふうに加藤委員がおっしゃるように統合的に把握するところが必要なのかどうか。必要であれば、それはどこに設定すべきなのか。あるいは今のような横断的な調整連絡機能が鎌倉の特長なのかということについては、各委員からのご意見をいただきながら、まさに次の中間報告 のところで、一つの体制の提言ができれば、県との、特に児童相談所との連携も、また一段とうまくいくのかなと思っています。この辺は大切なポイントですので、ぜひこれから幾つか情報をさらに集める中で、ご議論をいただきたいと思います。

この先のことについては、議論していただくということでよろしいかと思うのですが、 ほかにご質問、あるいは確認等があればいただきたいのですが、いかがですか。

冨田委員 この6 - 7、最後に出された表の横に幾つか並んだ、このケースというのは、 県下でも鎌倉だけのことでして、ほかの市が大変これを注目しているのです。きょうでな くて結構ですから、こども局がせっかくできたので、多分こども局は大変すごいことをや ってくれるだろうと、市民の方々も期待をしているのだろうと思うのですが、その決意の ほどをね。担当の部長さんでも、課長さんでも披瀝していただければと思います。突然の ことですから、きょうでなくて結構です。

松原委員長 部長どうぞ。

こども局推進担当部長 年寄りが決意するよりは、多分子育て経験のある課長の方が決意としてはいいと思うので、私が一言決意で、石井課長が二言決意というやり方をしたいと思います。

こども局として、このように石渡市長の政策を第一に最重要課題ということで、つくられた組織で、3年前にまず課長ができて、私が来たのは去年からですが、去年、部に昇格したのですね。1点、この資料にありますように機構に基づく、つまり条例できちっと位置づけられた組織ではないわけです。メリット・デメリットあるわけですが、横で柔軟につないでいくという、横断的につないでいくという意味でのメリットが、機構に位置づけられない、特命としての部相当といいますか、部ですね。メリット・デメリットとしてはあるのですが、他の今日も機構に基づく部としての部長さん、ほかにもいらっしゃいますけれど、その方たちと同等か、同等以上の力をつけて、子ども対策については取り組んでいきたいと。さらに来年は、多分市長の1期目の任期が終わるわけですので、何らかの1

期目で成果を上げつつ、2期目に向けてさらに次世代育成という行動計画をつくることに もなりますので、その中で対応を図っていきたいと思っております。

あと二言を石井課長。

こども局推進担当課長 部長に勝る決意表明ではないんですけれども、具体的には実際に子ども、あるいは子育でをしている市民、またそれを超えて地域の皆様、それから行政・企業、そういったものを含めて、みんなで子育でを支えていけるようにということで、実践も含めてこの11課の連携を使った取り組みの中で進めてまいるつもりでおります。新しい組織ということで、なかなか市民の皆様を含めてご理解をいただけない部分もございますが、結果を一つずつ出すことによって、わかっていっていただきたいと思っております。

冨田委員 うまいね。もっと頑張ってください。

松原委員長 ということは、ぜひ審議会の中で、こども局こういうことをしてほしいということもご意見いただければと思います。

冨田委員 済みません。意地悪で言ったのではなくて、この審議会が何ができるかということを確認したくて、決意表明をお願いしたので、仕事がやりやすいように私たちも頑張りますから、ひとつよろしくお願いします。そういうことです。

松原委員長 私の方から 1 点質問していいですか。資料の10ページ、11ページに関連してなんですが、これで鎌倉のある種の数字が出てきているのですが、処理状況の数字が出ますかね。いわゆる児童福祉施設相談措置になっている、あるいは15条での相談、あるいは2号措置の相談になっているとか、処理状況は出ますか。

家庭福祉担当係長 29件ありました相談のうち、15年度ですが、見守りが21件、中央児童相談所への通所指導が4件、他の児童相談所への送致が1件、これは発生地が鎌倉ですが、児童がよそへ転出したという事例でございますが、それと施設への保護が3件、これは児童相談所一時保護ですとか、乳児院とかになりますが、3件ということで、合計29件になっております。

松原委員長 見守り21件は、児相のときには面接で1回というやつで処理するのですか、 最初の21件は。

加藤(芳)委員 通常は見守り体制をとっている場合は、助言指導というのは、まずないのですね。

松原委員長 何になっているのですかね。15条の2、15条でやっている。

加藤(芳)委員 調査継続といって、一定程度その具体状況、それから保護者の特性、 子どもの状況がわからないと指導方針が出せませんので、指導方針が立った後は継続して、 また福祉指導にします。それ以前は調査継続というやつです。

松原委員長 いわゆる未処理ということで21件。そうですか。

こども福祉課長 ちょっと補足しますと、21件のうち3件が、その後、保護者の状態不良ということで、施設入所ということになっているようです。

松原委員長 そうすると、在宅で通告はしたけど、在宅でどういう形でか支援が続いているのは21引く3、18件と考えていいですか。通所もあるから22か。

家庭福祉担当係長 そうですね、そういうことになります。

松原委員長 わかりました。数値的に確認したかったんです。これも多分鎌倉市としての児童虐待対策で、鎌倉市に住み続けながら虐待という事実はいったん確認されながら、その後、この市内で子育てをしている方たちというのは、29件中22件いらっしゃるということで、これが大多数ということですから、これに対して鎌倉市の今の施策の中で何ができるかということについても、ぜひご議論をいただきたいと思うので、全国的に見ても虐待イコール、すべて親子分離ではない。むしろそれは非常に数値的には少ない部分ですので、やはりこういう児童相談体制が市町村に進むということは、一つの方向性、やはりその地域でどう支えるかということがあるかと思いますので、ぜひその辺のご議論もいただきたいというふうに思って、ちょっと数字の確認をさせていただきました。

ほかにご質問いかがでしょうか。残り10分ぐらいですので、ちょっとそのことの議論の方向性も踏まえて、次回日程の確認等をさせていただきながら、ちょっとひとつ議論というか、皆さんの方と検討したい事項がございますので、いったん事務局の方から日程の確認と一つ提案をお願いしたいと思います。

青少年課長 それでは、私の方から次回の日程についてお諮りしたいと思います。今回が土曜日でございますので、次回は平日の曜日に行いたいと考えております。具体的には11月11日、木曜日、18時、午後6時からこの講堂、こちらの場所でいかがかということでございます。もう一つは、同じく11月17日、水曜日になります。時間・場所は同じでございます。それともう一つは、11月26日金曜日、時間・場所は同様でございます。委員の方々でお諮りいただければありがたいと考えています。

(日程調整)

松原委員長 では、次回は11月26日で。ぜひ、四方委員に早目に連絡とっていただいて、こういう場でスケジュール調整できないと、どんどん出られなくなってしまいますので。 では、11月26日の18時からということで予定させていただきます。それでは、そのこと

では、11月26日の18時からということで予定させていただきます。それでは、そのこと に関連してというか、一つ事務局から課題提供お願いします。

こども福祉課長 本日から児童虐待対策についてのご審議をお願いするのですが、その審議の中で具体的な事例に踏み込んだ論議が、場合によっては必要なのかなと考えております。そういった場合に従来この審議会というのは、すべてオープンで公開で行う。議事録もすべて発言どおり記録して、それを公開するということでやってまいりましたが、会議の運営の問題といたしまして、そういった場合に果たして公開でやってよろしいのかどうか。問題が生じるのではないかと考えておりまして、そこで取り扱いにつきまして、あらかじめこの審議会でのご意見をいただけないかというふうに事務局では考えております。以上でございます。

松原委員長 この審議会の1回目のときに傍聴のことについて議論をしましたので、そ

のときにプライバシーの保護については確認をして、その必要がある場合には公開の原則 ということを超える部分だけ確認はさせていただいているのですね。それで、ただ事実的 にここから個人の話になりますのでと言って、傍聴の方にいったん出ていただく、それで 終わったからまたお入りくださいというようなことが、ちょっとなかなかできにくいと思 いますので、私としてはできれば全般的には公開でやりたいと思っていますので、次回1 回について、ここで個別のケースについて、特に今確認しましたように在宅での支援ケー スというのは多いようですので、本当にその何々地区の何とかというふうに特定ができて しまう危険性がかなりあると思うんですね。しかも二十何件ですから、数も少ないようで すので。そういうことにかかわっての話については、次回1回で原則的にさせていただい て、ですから第7回をそうさせていただいて、第8回以降、そういう固有名詞が出てこな いような形で、少し抽象度を上げて議論をしていただく。それで、もう一回公開に戻すと いうことで、個別の事例、多分加藤委員も今この29ケース、特にあの家庭、この家庭とい うふうに頭に浮かんでいらっしゃると思うのですけれども、そういう話については集中的 に次回させていただく。そういう例えば家庭の特徴で、こういう特徴があって、こういう 支援が課題になるのだということについては、こういう個人が確定できる危険性がありま すので、そういう話を出していただくのは、次回集中してやるということで提案をさせて いただきたいのですが、各委員のご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

冨田委員 27件のほかにも、そのときに関連して議論をしていただきたいこともありまして、私は保育園ですから、子どもたちの生活範囲が狭いということと、最近そういういろんなことを抱えている保護者が多いので、ぜひそうしてほしいと思います。次回にまとめて出します。

松原委員長 石井委員も実際に相談を持っていらして、いかがですか。

石井委員 そのようにしていただけると助かります。

松原委員長 加藤委員いかがですか。

加藤(芳)委員 事例を通じて体制を考えて、演繹法といいますか、市の実態を一番反映しているように思いますので、プライバシーに配慮しながら、一つのケース的事例というやり方もあるのかと思いますけれども、どこかで分かってしまうところもあるかと思うので、そういう工夫は必要であろうと思っています。

あと1点、先ほどご説明いただいたのは、15年度の新規受理についての処理件数のことですので、現在の時点での継続総件数というのは、それよりもさらに多い。数年度にまたがっているものも当然ありますので、それが対象であると考えてよろしいのですね。

松原委員長 そういうことですね。あえてきょうは質問しなかったのですけど、各委員の多くは、他市と比べて鎌倉市の特徴的な何か家庭の状況ありますかという話を聞き始めると、多分こういう家庭があってなんて話になると、もうそれで特定されてしまうことになるので、きょうはあえてしませんでしたけれども、そんなようなことも多分。それと鎌倉市として、こんなところに力点を置いて、厚みをつけてサポートしていこうなんていう

話になると思いますので、プライバシーを保護するということを次回だけ、そこを強調してやらせていただきたいなと思います。

加藤委員、新保委員何か。よろしいですか。

加藤(邦)委員 はい。

新保委員 当然ですけど、次の次の時にどんな話があったのかと、概要をきちっと説明 するということはやるということが前提であるならば、よろしいなというふうに思います。 松原委員長 では、概要だけは多分、議事概要みたいな形で出すということで。記録そ のものは公開しないで、プライバシーの保護を配慮して公開をすると、次々回ですね。

新保委員 そんなに細かいものは出せないと思いますけれども、こんな話をしたという ことまでは、原則からいうとお出しする方が。

松原委員長 そうですね。ではそれで各委員のご理解いただきまして、そうしたいのですが、一つちょっと困っているのは、ということで次回をクローズにしてしまいますと、きょうお任せいただいた部長への報告をどうやって、どういうふうにお渡ししたらいいかと思って悩んでいまして、一つの方法はこの審議会としてお渡しをして、お渡しした途端にホームページ上で中間報告を公開していただくということで、いつも部長職の方にお配りする資料ということに変えていただくということを考えているのですけれども、それでいいですか。ホームページ上に載せる話は、事務局絡みですけど大丈夫ですか。

青少年課長 可能でございます。

松原委員長 それでは、先ほど特に事前にお配りをして、次回では議論をしないというきょうの中間報告(案)については確認をしましたので、いきなりはもちろん報告しません。もう一回、文言調整をしまして、各委員にはご意見いただきますけれども、おおよそのところで、先ほど私、少し話し言葉ですから正確な日本語にはなっていないのですけれども、文意については、各委員にお伝えをしてご了解いただいておりますので、その範囲内で委員長、副委員長で直接させていただくということで、したものをお送りしてご意見をいただいて、次回は部長にそれを手渡しする。その日、翌日になるのでしょうか、次回は夕方ですから。その翌日からホームページ上でオープンにするということで、対処させていただきたいと思っています。よろしいでしょうか。

(異議なし)

松原委員長 ありがとうございました。それでは、改めて中間報告の 、放課後児童対策についての案については、まず起草をしていただきました冨田委員、新保委員にお礼を申し上げたいと思います。それから、きょうお三方の委員から貴重なご意見をいただきまして、あらかたそのご議論を取り入れて、文言修正をさせていただくことになりました。どうもありがとうございました。

今後の児童虐待対策についても、非常に重要な課題ですので、また貴重なご意見をいただければと思っております。中間報告の ということで、しかるべき回数のめどを立てながらまた中間報告をつくっていきたいと思っております。どうもありがとうございました。